

やはばの

ふくく



社協公式LINE
QRコード

No. **148**
●発行●
令和5年4月1日

社協ホームページ
QRコード



ニュースポーツ交流会



一人暮らし高齢者の集い「ゆり花の集い」
矢巾町身体障害者協議会
傾聴ボランティアやはば柚子の会

こびりっこサロン研修会



こびりっこサロン代表者等

ゆかりの会

(紫波町老人クラブ連合会女性部との交流)



矢巾町・紫波町老人クラブ連合会女性部

調理の安全衛生研修会

(講師:公益財団法人 味の素ファンデーション)



矢巾町母子寡婦福祉協会

矢巾町社会福祉協議会会費のお願い

矢巾町社会福祉協議会基本理念

たすけあい 笑顔あふれる心の輪 やさしいまちに 夢いっぱい

矢巾町社会福祉協議会（社協＝しゃきょう）は、基本理念をもとに、町民の皆様、町内事業所・施設の皆様よりあたたかいご支援・ご協力をいただきながら、矢巾町内の福祉の推進のため活動しています。

福祉の推進にあたり、令和5年度も矢巾町社協の活動にご賛同いただき、各種福祉事業の貴重な財源となる「会費」の納入にご協力くださいますようお願いいたします。

皆様からの「会費」は、主に地域の高齢者、障がい者、子どもたちなどを対象とした福祉活動や、福祉課題解決に取り組む福祉施設や団体の活動支援に有効に活用させていただきます。

賛助会費の趣旨をご理解いただき、多くの皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

賛助会費は、随時受付けています。

▶ご協力いただける事業所・施設・団体・個人の皆様は
矢巾町社会福祉協議会まで（019-611-2840）

● 令和4年度の主な使い道 ●



障がいの有無にかかわらず
子どもから大人まで
誰もが楽しめる「ふれあい広場」の開催

皆様のご協力をお願いいたします

日常生活自立支援事業（通称：あんしんねっと）のご案内

◎あんしんねっととは

社会福祉協議会では、自分ひとりで判断することが困難な高齢者の方や障がいのある方が安心して地域で生活が送れるよう、福祉サービスの手続きや日常の金銭管理、書類の保管等のお手伝いをしています。

◎どんなサービスがあるの？

- ◇日常的な金銭管理
- ◇福祉サービスに係る情報提供と利用についての援助
- ◇書類（預貯金通帳、印鑑、証書等）の預かり
- ◇苦情解決制度の利用サービス

◎手続きの方法

①相談

矢巾町社会福祉協議会（電話611-2840）へご相談ください。
※相談は無料

②訪問

専門員（盛岡市社会福祉協議会）が訪問します。

③計画作成と契約

ご本人の意向を確認しながら専門員が計画を立て契約をします。

④援助の開始

計画で決めた利用日に、契約に基づいて生活支援員がお手伝いをします。

支払いや手続きが不安だ…

財布や通帳をよく置き忘れてしまう…



◎利用料

1時間あたり1,300円（生活保護世帯は無料）

企業・事業所の皆様へ



赤い羽根自動販売機設置で“社会貢献”してみませんか？



矢巾町共同募金委員会では、売り上げの一部が赤い羽根共同募金へ寄付される「赤い羽根自動販売機」の設置を進めています。

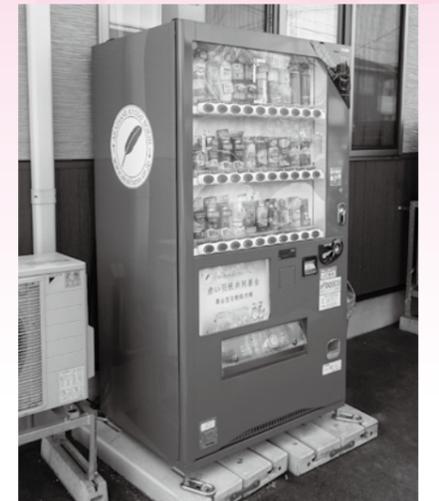
自動販売機の設置により、設置者（企業や店舗）は社会貢献につながり、購入者は手軽に寄付ができる取り組みです。

新規の設置をはじめ、現在設置している自動販売機からの移行も可能です。

皆さまのご協力をお願いします。（詳細等はお気軽にお問合せください）

ご質問、お問合せは

▶矢巾町共同募金委員会（社会福祉協議会内）
019-611-2840



※町内設置例
（「社会福祉法人いちご会」様敷地内）



令和5年1月20日以降に、赤い羽根共同募金にご協力いただいた事業所名を掲載させていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

- ◇株式会社勝雄商店 様
- ◇アートテックス株式会社盛岡工場 様
- ◇岩手農蚕株式会社 様
- ◇大協企業株式会社矢巾工場 様
- ◇株式会社モリレイ 様
- ◇矢巾歯科診療所 様

矢巾町生きいき教室

「シニアヨガ体験会」



3月1日と8日の2日間、町内在住の60歳以上の方を対象とした「シニアヨガ体験会」を開催しました。

当初の募集人数を上回る申込をいただいたことから、人数を拡大し、当日は12名の皆様にご参加いただきました。

矢巾町文化スポーツ課 新田真未主事を講師に、ヨガの呼吸法やポーズを学び、それぞれがリラックスした雰囲気の中でヨガを楽しめました。





～あなたの力を必要としています～

おでかけ送迎サービスボランティア募集中

矢巾町社会福祉協議会では、「おでかけ送迎サービスボランティア」を随時募集しています。運転が好きな方、地域のために活動したい方等、ぜひあなたのお力を福祉活動に役立ててみませんか。

お気軽にお問合せください。お待ちしております。

..... **募集条件** ※以下①～③を満たしている方

- ①75歳未満の方
- ②普通自動車免許を保有し、ボランティア登録時に運転経験が継続して3年以上あること
- ③過去2年以内に運転免許停止処分を受けていない方

ボランティア内容

高齢や障がい等の理由で移動に車いすが必要な方を、車いすごと乗車できる車両で目的地（病院等）まで送迎します。

※ボランティアは車の運転、リフト操作のみを行います。（介助者が同行します）
※リフト車の操作方法や運転方法等について研修があります。



～ボランティア中の「万が一」への備え～

ボランティア活動保険のご案内



◎ボランティア活動保険とは？

日本国内におけるボランティア活動中の事故やケガ、損害賠償責任を補償します。ボランティア活動中の食中毒や特定感染症に罹患した場合も補償されます。

◎どこで加入できるの？

矢巾町社会福祉協議会で手続きができます。（お住まいの市町村社協で手続きができます）

◎加入には何が必要？

印鑑と保険料をご持参ください。プランは以下のとおりです。

プラン/年間保険料	基本プラン	→	350円
	天災・地震補償プラン	→	500円
	特定感染症重点プラン	→	550円



◎補償期間（保険期間）

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

（年度途中加入の場合は、加入申込手続き日から令和6年3月31日まで）

※プランや補償内容等を詳しく知りたい方は、社会福祉協議会までお問合せください。

ご質問、お問合せは **矢巾町社会福祉協議会**まで

TEL 611-2840 FAX 697-8967

「矢巾町社協公式LINE」からのお問合せも受付しています。ぜひ活用ください。

ひとり暮らしでも安心

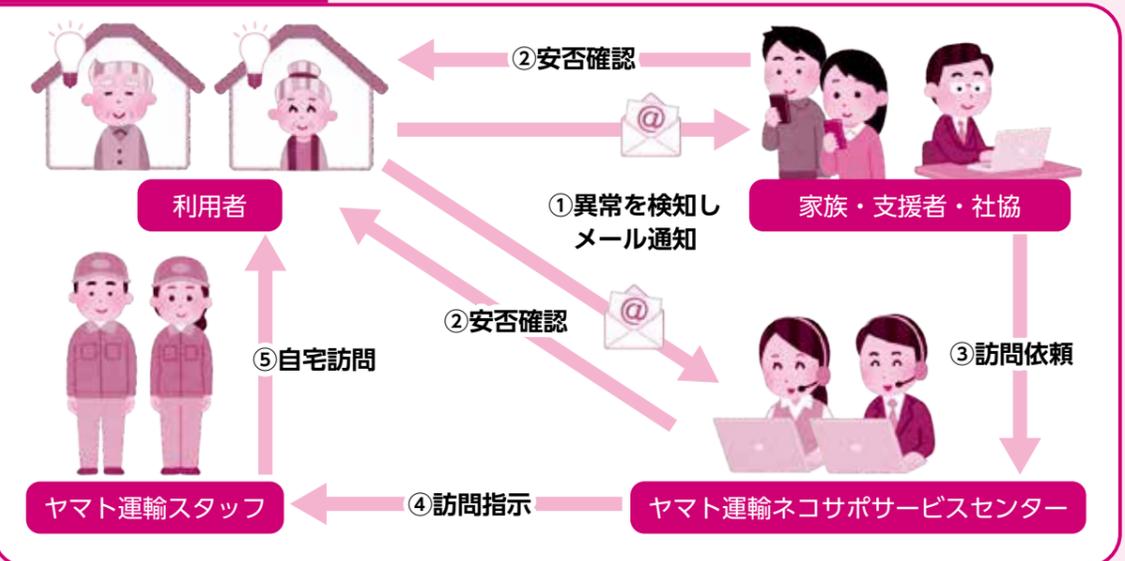
「ハローライト」って知っていますか？

ご自宅の電球を、通信機能を持った電球「ハローライト」に付け替えるだけで、24時間異常な点灯・消灯を感知し、離れて暮らすご家族や支援者にメール等で通知することができます。

ヤマト運輸株式会社では、通知される情報をもとに訪問を行う「クロネコ見守りサービスハローライト訪問プラン」を実施しています。

矢巾町社会福祉協議会では、このプランの月額利用料の半額を1年間補助するとともに、利用者の見守りを行います。

●サービスのイメージ



◎利用料金は？

月額980円（税込1,078円） ※1年間半額補助

◎対象者は？

町内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者・ひとり暮らしの障がい者の方（30名）

◎申込方法は？

ヤマト運輸株式会社への申込みと、矢巾町社会福祉協議会への申込みがそれぞれ必要です。まずは矢巾町社会福祉協議会（019-611-2840）までご連絡ください。

◎利用者の声

～令和4年度実際に利用した方々の声を紹介します～





フードドライブ&サニタリードライブ事業にご協力ありがとうございます

通年で受付している令和フードドライブ（食料品の寄付）にたくさんのご寄付の協力をいただき誠にありがとうございました。令和4年度（5年2月末集計）に矢巾町社会福祉協議会にご寄付いただいた食料の総数は約736kgでした。併せて、サニタリー用品等（生理用品、乳幼児紙おむつ、介護用紙おむつ）も多くの皆様からご寄付いただきました。

いただいた食料品は、特定非営利活動法人フードバンク岩手を通じて、生活に困りごとを抱える方等への支援に活用されています。また、サニタリー用品につきましても必要な方へ随時配布しています。

食料品、サニタリー用品等は、随時寄付を受け付けていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



食料品の寄付を受付けるフードポストを設置しています。

- ▶設置場所 矢巾町社会福祉協議会
矢巾町福祉課
えんじょいセンター

※生鮮食品並びに冷蔵冷凍品不可。賞味期限が2か月以上で未開封のもの



サニタリー用品等にお困りの方へ

矢巾町社会福祉協議会または矢巾町福祉課にてご相談ください。
※女性職員が対応しますので安心してご相談ください。

- ◇匿名1件 部長 戸塚 幸子 様
- ◇岩手中央農業協同組合 矢巾地域女性部
- ◇岩手漆原会 会主 漆原 栄美子 様
- ◇矢巾町民謡保存会 会長 吉田 玲子 様
- ◇やはば白百合 代表 谷村 幸一 様
- ◇北日本採石興業株式会社 代表取締役 花井 寛 様
- ◇矢巾陶芸サークル 会長 廣田 徹夫 様
- ◇矢巾町ゲートボール協会 会長 廣田 徹夫 様

矢巾町社会福祉協議会に寄せられた寄付者の御芳名を掲載させていただきます。温かいご寄付に心から感謝申し上げます。

令和4年9月1日
〜
令和5年2月28日

ありがとうございました

善意のご寄付

「暮らしの専門相談所」カレンダー（令和5年4月～6月）

* 暮らしの専門相談所開設日程 *（受付は30分前までとなります）

期日	曜日	開設時間	相談内容	相談にあたる人・機関
4月	7日	午後1時～午後4時	人権	人権擁護委員
	14日	午前10時～午後3時	法律	弁護士
	21日	午前9時～正午	行政	行政相談委員
5月	12日	午前10時～午後3時	法律	弁護士
	19日	午前9時～正午	行政	行政相談委員
	26日	午後1時～午後4時	心配ごと	民生児童委員
6月	2日	午後1時～午後4時	人権	人権擁護委員
	16日	午前9時～正午	行政	行政相談委員
	20日	午後1時～午後4時	司法	司法書士
	23日	午前10時～午後3時	法律	弁護士

矢巾町社会福祉協議会では、様々な生活課題に対応する「暮らしの専門相談所」を開設しています。個人情報等の秘密は厳守しています。一人で悩まず相談所をご利用ください。相談は無料です。



※今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各相談は電話相談となる場合があります。あらかじめご了承ください。弁護士と相談されたい方はあらかじめ時間予約が必要ですので、下記に連絡の予約してください。（相談したい内容はあらかじめ箇条書きにまとめてください。）

予約電話 **611-2840** 矢巾町社会福祉協議会（矢巾町役場内）

この広報は、みなさんからの会費や赤い羽根募金の配分を受けて発行しています。